

複数国籍の容認を求める請願書に ご署名をお願いします

請願団体 複国籍 PT

* 署名方法

請願書をよくお読みの上、当会の用意した署名用紙に、ご署名下さい。
署名はお一人でも結構ですが、出来るだけ多くの方の署名をお願いします。
請願書並びに署名用紙がお手許にない場合は、下記URLにアクセスして下さい。
署名用紙はご自分で何枚でもコピー出来ます。

URL : <http://kouenkai.org/ist/seiganf/index.html>

Web上の請願書PDFファイルをAcrobat Reader 4.0以降で開き、これを印刷して頂くと、請願書並びに署名用紙をご用意頂けます。また、署名用紙のみを画像ファイルにてアップしてあります。

* 署名できる方の資格

- 1、日本国籍のある方
- 2、日本に滞在している外国籍の方

* 署名後の送付

下記取り纏め先に、署名用紙のみをご送付下さい。
直筆の署名のみ有効ですので、コピーを送らないで下さい。
また、FAXでの送信も不可となっております。

* 取り纏め先

〒505-0125 岐阜県可児郡御嵩町伏見 519-1
複国籍 PT
行政書士 鍵谷 智

* 提出期限

2011年8月31日必着

- # この請願書は、日本国政府及び国会に提出される以外に利用されることはありません。
- # これは、日本国憲法第16条及び請願法に定める請願です。この請願をしたために、いかなる差別待遇も受けることはありません。
- # 署名できる方の資格は、当会の設けたものではなく、請願法に定められた資格です。御了承下さい。

複国籍の容認に関する請願

文書 2010-1 請願団体 複国籍 PT

請願趣旨

海外で生活をする日本人、日本で生活する外国人、複数国籍をもつ子どもたちは、日本が成人の複数国籍を原則的に認めないことから、さまざまな問題に直面しています。国際化する社会で、このような人びとが、よりいっそう活躍でき、安心して生活ができるように複数国籍を容認してください。

従来、複数国籍を有する状態を重国籍と呼んでおりますが、複数国籍は当事者において重い存在ではなく、生活や帰属意識において強く求められるものとなっています。重婚の様に禁ずべく性質のものではないので、重国籍というより、複国籍と称するのが望ましいと考えます。

複国籍の容認は、日本の政党の多くから声があがっております。「複国籍を受け入れる社会的雰囲気はもう十分に整っており、日本は国際社会の中で成熟した社会になりつつある」、ということも国会質疑にて明らかにされています。また「複国籍を積極的に認めた方が日本人が世界に雄飛しやすい」という意見も国会議員から出ています。

法務省が国会答弁で明らかにしたとおり、国籍選択制度によって実際に国籍選択をした人は全体対象者の1割程度、そのうちの半数が外国籍を選択して日本国籍を喪失しています。しかし、日本国籍を選択した人も、実際は外国籍を維持している可能性があるわけですので、国籍選択制度は、外国籍の放棄を求めることも、それを把握することも出来ていない事になります。唯一出来た事は、5%の対象者から日本国籍を喪失させた事です。また、自己の意思で外国籍を取得しても、国籍喪失の手続きがなされず、実質的に日本国籍を維持している人が全体の9割に達していると法務省は推測しており、国籍唯一の原則である現行国籍法は形骸化しています。

政府は日本社会に関わるか、その中で生活する者に基本的権利を保障し、さらなる社会の発展をうながすためにも、国籍を加算させる形で付与するべきです。それは個人の自己決定権の尊重、民族少数者への権利擁護につながります。複国籍容認は、多くのメリットを生み出し、デメリットの少ないことが確認されて来ています。

このように国際化社会の実態に即さず、かつ現行法を形骸化させている、国籍唯一の原則による政策を改めるよう、以下の項目を請願致します。

請願項目

1. 国内に住む外国人への複数国籍の容認。
2. 国外に住む日本人への複数国籍の容認。
3. 複数国籍をもつ子どもたちに成人後もそれを容認すること。

-
- * 署名できる方の資格 1. 日本国籍のある方、2. 日本に滞在している外国籍の方(日本国外からの署名は日本国籍のある方のみ)
 - * 署名後の送付 直筆の署名のみ有効ですので、コピーを送らないで下さい。FAX 送信も不可です。
 - * スイスの取り纏め先 **Atsushi Nojima**
Bahnhofstrasse 71
6460 Altdorf, Switzerland (日本国外からの署名はこちらにお願い致します)
 - * 提出期限 2011年8月31日必着。複数の方が署名できる用紙ですが、一名のみでも是非お願い致します。
 - # この請願書は、日本国政府及び国会に提出される以外に利用されることはありません。
 - # これは、日本国憲法第16条及び請願法に定める請願です。この請願をしたために、いかなる差別待遇も受けることはありません。
 - # 署名できる方の資格は、当会の設けたものではなく、請願法に定められた資格です。御了承下さい。
 - # 署名は住所、氏名ともローマ字表記も可です。ローマ字表記の場合は、筆記体ではなくゴシック体でお願いします。しかし、氏名は出来るだけ日本語表記でお願いします。

複国籍の容認に関する請願（1. 国内に住む外国人への複数国籍の容認。2. 国外に住む日本人への複数国籍の容認。3. 複数国籍をもつ子どもたちに成人後もそれを容認すること。）【文書2010-1（複国籍PT）】に賛同し、署名いたします。

（住所、氏名はローマ字表記可。その場ゴシック体でお願いします。筆記体は不可。氏名はなるべく日本語表記でお願いします。自筆の記名に押印の必要はありません。自筆以外の記名には本人の押印をお願い致します。）

住所 _____ 氏名 _____ 印

住所 _____ 氏名 _____ 印

住所 _____ 氏名 _____ 印

住所 _____ 氏名 _____ 印

住所 _____ 氏名 _____ 印

住所 _____ 氏名 _____ 印

住所 _____ 氏名 _____ 印

住所 _____ 氏名 _____ 印

住所 _____ 氏名 _____ 印

住所 _____ 氏名 _____ 印

住所 _____ 氏名 _____ 印

取り纏め先：

日本国内：〒505-0125 岐阜県可児郡御嵩町伏見 519-1 複国籍PT 行政書士 鍵谷 智

日本国外：Atsushi Nojima, Bahnhofstrasse 71, 6460 Altdorf, Switzerland （日本に直接送付も可能です）